

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性及び健全性の確保、向上に努めることは、企業の当然の責務であると認識しております。企業価値の向上と競争力強化のためには、常に組織の見直し及び職務権限の明確化を図り、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するよう取り組んでおります。また、意思決定の迅速化のために、取締役会の機能充実を図るとともに、監査役及び監査役会による監視、内部統制の体制についても強化しております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社フォーバル	14,330,300	60.49
FRS従業員持株会	317,300	1.33
海老澤一	300,000	1.26
神津光宏	250,000	1.05
原泰一郎	250,000	1.05
吉田浩司	201,700	0.85
石原勝	175,000	0.73
鈴木崇展	160,000	0.67
外池栄一郎	150,000	0.63
安田 勝彦	130,700	0.55

支配株主(親会社を除く)の有無	----
-----------------	------

親会社の有無	株式会社フォーバル (上場:東京) (コード) 8275
--------	------------------------------

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社である株式会社フォーバル及びグループ各社との取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。今後も、このような状況を維持しつつ、少数株主に不利益を与えないよう適切に対応する予定であります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

親会社である株式会社フォーバルは当社の議決権の60.49%を所有しておりますが、当社が事業活動を行う上で、株式会社フォーバルからの制約事項はありません。当社は、経営情報の交換、人材の交流等によるグループメリットを活かすとともに、経営資源を最大限に活用し、業績の向上に努めております。

当社が事業活動を行う上で、親会社である株式会社フォーバルへの承認事項等はなく、当社独自の経営判断に基づき展開しております。また、親会社の企業グループとの取引条件は、その他親会社の企業グループ外企業の取引条件と同様のものとなっております。

親会社からの事業上の制約はなく、経営戦略や事業戦略等の決定については当社専任取締役の意見を尊重しており、独自の経営判断が行える状況にあることから、親会社からの一定の独立性が確保されていると考えております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会社法及び金融商品取引法に基づく監査については、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し監査を受けております。監査役は、監査法人が行う実地調査への立会いや監査結果の報告等を通じて監査法人と相互に連携し、監査の実効を挙げることにより監査機能の充実を図っております。

当社は、内部監査部門として社長直轄の内部監査室を設置し、各部門の業務執行状況について監査しております。監査役は、内部監査に対する助言、重要監査項目の監査立会い、監査結果の報告を通じて内部監査室と相互に連携し、監査機能強化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	n
西田拓稔	他の会社の出身者													
吉川正幸	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西田拓稔	○	当社独立役員	企業経営全般に関する豊富な経験と知識を有しております。当社の社外監査役として客観的な視点から経営陣の業務執行に対する監査を行っており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断しております。 (独立役員指定理由) 独立役員として、コーポレート・ガバナンスの機能の充実を図るための資質と能力を備えており、独立性の判断基準に該当する事項がないことを理由に指定しました。
吉川正幸	○	吉川公認会計士事務所 所長 当社独立役員	公認会計士として財務及び会計に関する高度な知識を有しており、専門的見地から社外監査役としての役割を果たすことが期待できるものと判断したため選任しております。 (独立役員指定理由) 独立役員として、コーポレート・ガバナンスの機能の充実を図るための資質と能力を備えており、独立性の判断基準に該当する事項がないことを理由に指定しました。

[独立役員関係]

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

平成23年6月22日開催の第17回定時株主総会において、取締役に対するストックオプションとして新株予約権を年額2,000万円以内で発行することを決議しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

上記を付与対象者としている理由は、業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層の収益拡大と企業価値の向上を図るためであります。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

第27期に取締役を支払った年間報酬総額 33,906千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を作成し、2021年2月26日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

当社の役員報酬は、以下を目的としております。

- ・競争優位の構築と向上のため、多様で優秀な人財を獲得し、保持すること
- ・永続的な企業価値の増大への重点的な取り組みを促進すること
- ・株主との利害の共有を図ること

取締役の報酬については、1. 固定給としての基本報酬、2. 短期インセンティブ報酬としての賞与、3. 中長期インセンティブ報酬として株主の皆様と価値観を共有することを目的とする株式報酬（ストックオプション）から構成することとし、毎期の持続的な業績改善に加えて、中長期的な成長を動機づける設計としております。

1. 金銭報酬等（業績連動報酬等及び非金銭報酬等以外）の額又はその算定方法の決定方針

固定給としての基本報酬は、役員の役割及び職責等に相応しい水準とすることを方針としております。具体的には、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、取締役会にて担当職務、各期の業績、貢献度、同業他社の動向等を総合的に勘案して協議した後、最終的に代表取締役社長が決定しております。

なお、2004年6月29日開催の第10回定時株主総会の決議により、取締役の報酬額は年額150百万円以内となっております。

短期インセンティブ報酬である賞与は、毎期の業績に応じて支給される報酬であり、経常利益等の目標達成度を業績評価の基本指標とし、これに持続的成長を踏まえ、前期からの増加度合い等も総合的に勘案のうえ、支給額を算定しております。

2. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定方針

業績連動報酬等はありません。

3. 非金銭的報酬等の内容及びその額もしくは数又はその算定方法の決定方針

中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を促進することを目的として、毎事業年度一定の時期に、業績目標の達成度や役位に応じて決定された数のストックオプションとしての新株予約権を付与しております。

なお、2011年6月22日開催の第17回定時株主総会の決議により、ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬額は年額20百万円以内となっております。

4. 固定報酬等と業績連動報酬の支給割合の決定に関する方針について

取締役の報酬については、1. 固定給としての基本報酬、2. 短期インセンティブ報酬としての賞与、3. 中長期インセンティブ報酬として株主の皆様と価値観を共有することを目的とする株式報酬（ストックオプション）から構成することとしております。

それらの報酬の比率については、中長期の業績の安定及び向上を重視する観点に立ち、基本報酬、賞与及び株式報酬の割合を設定しております。基本報酬を含めた報酬の合計額については、企業規模による報酬水準などを勘案しつつ、役職位に応じた金額を設定しております。

5. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定方針

基本報酬（固定）

- ・役位及び職責に基づいた固定報酬
- ・年額を12等分して毎月支給

賞与

- ・年度の業績目標達成、及び将来の成長に向けた取り組みを動機づける報酬
- ・事業年度終了後に業績目標の達成度等に応じて算出した額を一括支給

ストックオプション

- ・中長期的な企業価値の向上を動機づける報酬
- ・原則として、毎事業年度一定の時期に、業績目標の達成度や役位に応じて決定された数のストックオプションとしての新株予約権を付与

6. 取締役の個人別の報酬等の決定についての委任に関する事項

個人別の報酬等の決定については、代表取締役社長に委任しております。その理由は、当社全体の業績を俯瞰し全容を把握していること等、総合的に判断いたしました。その権限の内容は基本報酬(固定)、賞与、ストックオプションの額の決定とします。

7. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法（上記6.に掲げる事項を除く）

該当事項はありません。

8. その他取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

該当事項はありません。

9. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度においては、2020年6月24日開催の取締役会で取締役会の報酬関係について決議しております。当該内容は、2021年2月26日開催の取締役会において決議した決定方針と実質的に同じものであり、取締役会は決定方針に沿うものであると判断しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

主に取締役会運営担当部が補佐業務を行っております。取締役会の案内及び事前資料配布や審議事項に関する事前相談及び報告等について、必要に応じてサポートする体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は、取締役4名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。経営の意思決定機関である取締役会は、月1回の定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催し、機動的且つ迅速な意思決定を行っております。また、取締役の任期は、経営環境の変化に、より迅速に対応できる経営体制にするため、1年としております。

2020年3月期においては、取締役会を17回開催し、当社の業務執行を決定いたしました。

当社は、監査役制度を採用しております。監査役会は、監査役3名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。監査役は、取締役の職務執行を監視し、会計監査を含む業務全般の監査をしております。監査役3名はやむを得ない事情がある場合を除き、全ての取締役会に出席し、取締役会の職務執行を十分監視できる体制をとっております。また、会計監査人との連携を密にし、監査結果の講評時には情報交換・意見交換を行っております。

2020年3月期においては、監査役会は15回開催され、監査方針及び監査結果を協議いたしました。

会計監査は太陽有限責任監査法人に依頼しており、金融商品取引法及び会社法に基づいた通常の監査を受けております。

2020年3月期において業務を執行した公認会計士は以下の通りであります。

太陽有限責任監査法人 指定有限責任社員・業務執行社員 佐藤 健文

太陽有限責任監査法人 指定有限責任社員・業務執行社員 清水 幸樹

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士2名、その他3名

顧問弁護士とは、顧問契約に基づき、必要に応じてアドバイスを受けております。

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法に関する方針は定めておりませんが、同業あるいは同規模の他企業の報酬水準を勘案し、役職ごとにガイドラインを設定し、各役員の役職及び役割等を踏まえ、会社の業績及び担当業務における貢献・実績に基づき決定しております。また、役員賞与に関しても、報酬と同様に当期の業績を考慮して決定しております。このため、明確な業績連動報酬は採用しておりません。

なお、2004年6月29日開催の第10回定時株主総会での決議により、取締役の報酬額は年額150百万円以内とし、監査役の報酬額は年額40百万円以内となっております。

また、個別の報酬額は、代表取締役社長が取締役会からの委任を受け、限度額の範囲内で個別の報酬額を決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社ではコーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役2名を含む監査役3名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日である6月26日を避け、6月24日に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	当社公式HP (https://www.realstraight.co.jp/) に、決算短信その他適時開示情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部長がIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時に当社公式HP (https://www.realstraight.co.jp/) へ決算等財務情報に限定されない情報開示を行っております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 全取締役が各種会議等の機会を通じて法令遵守重視の姿勢を明確にしつつ、『フォーバル・グループ企業行動指針』及び『フォーバル・グループ役員行動指針』を徹底する等により、法令遵守重視の企業風土の醸成を進めます。
- (2) 法令等遵守体制の充実強化のために、内部監査室により推進体制を整備します。
- (3) 当社の従業員が、法令及び定款に照らして疑義のある行為等を知ったときに、通常の報告経路によらず直接、通報窓口にもその旨を報告する仕組みを運用します。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規程に基づいて各所管部門が適切に保存及び管理し、取締役及び監査役の閲覧に供します。
- (2) 文書管理の統括部門は、文書管理の運用状況を毎年検証し、必要な場合はその修正を行い、所管部門に対して文書等の適切な保存及び管理を指導します。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理担当部門は、リスク管理に関する基本ルールに基づき、体系的なリスク管理体制の確立を図り、関連規程の見直し又は制定、ガイドラインの制定、マニュアルの作成、教育研修の実施等を通じてリスク管理体制を整備します。
- (2) リスクの発生又は発見時に、リスク管理担当部門が取締役会への報告及び社外への開示の必要性を判断する基準を明確にする等、リスク対応と開示を適時適切に行う体制を整備します。
- (3) 大規模な事故、災害、不祥事等の緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制及び対応ルールを整備します。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定及び職務執行に関する基本事項の意思決定を機動的に行っております。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程、職務権限規程においてそれぞれの役割分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保しております。

5. 当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 『フォーバル・グループ企業行動指針』及び『フォーバル・グループ役員行動指針』の子会社の役員、従業員全員への浸透に努めることにより、企業集団全体の業務の適正確保を図ります。
- (2) 内部監査室は、子会社の自主性を尊重しつつ必要な助言・支援を行う等により、それぞれの内部統制システムの整備を促進します。
- (3) 関係会社管理規程に基づき、子会社がその業績状況、財務状況及び経営上重要な事項について当社へ定期的に報告する体制を整備します。
- (4) リスク管理に関する基本ルールに基づき、子会社がリスクを発見した場合には、速やかに当社のリスク管理担当部門に報告します。当社は子会社に対し、事案に応じた支援を行うとともに、社外への開示の必要性を判断します。
- (5) 子会社の自主性を尊重しつつ、子会社が組織・業務分掌・職務権限等の職務執行体制を適時適切に見直し、職務遂行に係る意思決定及び指揮体制を最適な状態に保つよう支援します。
- (6) 当社の内部監査部門は、子会社の監査又は子会社が実施した監査報告をもとに、法令遵守、リスク管理及び業務の適正性を確保するための指導、支援を行います。
- (7) 子会社の役員及び従業員が、法令及び定款に照らして疑義のある行為等を知ったときに、通常の報告経路によらず直接、通報窓口にもその旨を報告する仕組みを運用します。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役は、必要がある場合は、事前に管理担当取締役に通じたうえで、監査業務を補助すべき従業員の配属を求め、監査業務を補助するよう命令することができます。この通知を受けた取締役は、特段の事情がない限りこれに従うものとします。
- (2) 監査役会から監査業務を補助すべき従業員の配属を求められた場合は、必要なスキルその他について具体的な意見を聴取したうえで人選し、監査役会の同意を得て任命します。

7. 前項の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 前項(1)により、監査役から命令を受けた従業員は、その命令の遂行に関して取締役の指揮命令を受けず、また、実施結果の報告は命令した監査役に対してのみ行うこととします。
- (2) 取締役は、監査役の命令を受けた従業員に対し、そのことを理由に人事処遇等において不利な扱いをしません。
- (3) 前項(2)により監査業務を補助すべき従業員を配属した場合、その人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては、監査役会の同意を得るものとします。

8. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- (1) 当社及び子会社の役員及び従業員は、次の場合には、当社の監査役会または監査役に対して直接かつ速やかに報告します。
 - a. 法令及び定款に違反する事実またはその疑いがある事実を発見したとき
 - b. 当社及び子会社に著しい損害を与える事実またはその恐れのある事実を発見したとき
 - c. その他業務執行に係る重要な報告事項として監査役会が求める事項を発見したとき
- (2) 法令及び定款の遵守に関する事項、リスク管理に関する事項、内部監査の実施状況その他の事項を、随時、内部監査室長取締役または担当部門長から監査役会に報告する体制を整備します。報告事項及び報告の方法については、監査役会との協議により決定します。

9. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役会または監査役に対し、前各項の事実を直接報告した者に対して、そのことを理由に人事処遇等について不利な扱いをしません。

10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し会社に請求することができます。
- (2) 監査役が前号の予算以外に緊急または臨時に支出した費用についても、事後会社に請求することができます。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役と監査役会との間の定期的な意見交換会を実施します。
- (2) 監査役に対して内部監査の実施状況について報告するとともに、監査役が必要と認めるときは追加監査の実施、業務改善策の策定等を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 反社会的勢力との関係を排除することを基本方針とし、『フォーバル・グループ企業行動指針』の内容を遵守し、反社会的勢力との関係を遮断することに取り組めます。
- (2) 当社は、反社会的勢力等への対応に関する統括部門を置き、管轄警察署、関係機関が主催する連絡会、顧問弁護士等に指導を仰ぐとともに、講習への参加等を通じ情報収集及び管理に努めます。

1. 買収防衛策の導入の有無

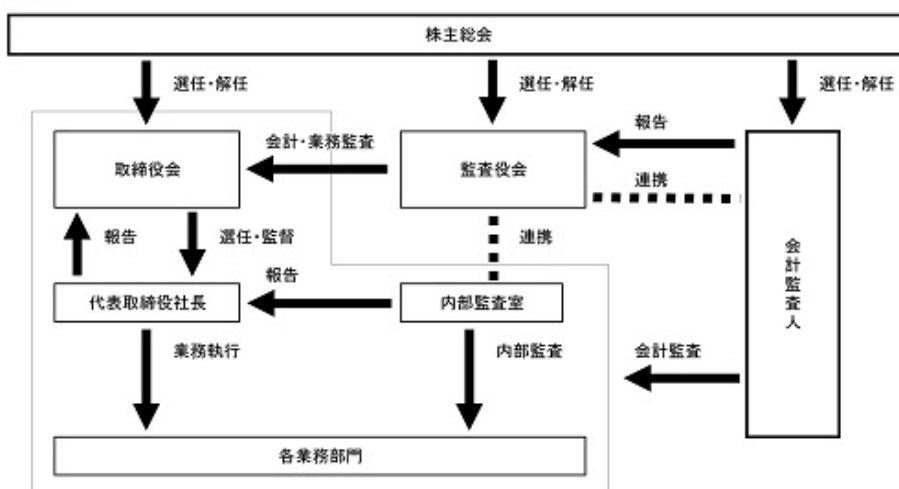
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図】



【参考資料:適時開示体制の概要(模式図)】

